◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　業務名　公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務

⑵　業務内容　本業務は、公共建築物において木質構造を採用する場合に必要な技術的情報を整理するため、在来工法及び大断面集成材に関する技術調査、設計において必要な技術的事項の整理、並びに規模の異なる３つの標準的な設計案及びこれに基づく工事費算出に必要な資料を作成するものである。

⑶　履行期限　平成23年２月28日（月）

2　申請の時期

平成22年３月25日から平成22年４月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年４月12日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成22年３月25日から国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

交付場所：〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成20年10月７日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省営管発第447号、建設省営建発第68号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「公共建築物における木造による標準的な設計手法及び技術基準に関する調査検討業務△△・××共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成22年３月25日付け支出負担行為担当官　国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 22 年３月 25 日

独立行政法人国立病院機構

松江医療センター院長　徳島　　武

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　32

○第 10403 号（№10403）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量

放射線治療システム　１式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成23年３月31日

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　エネルギーが６ＭＶ以上のＸ線を出力し、電子線は５種類以上のエネルギーを有する高エネルギー放射線治療装置を含むものであること。

②　マルチリーフコリメータ及びポータルイメージング装置を含むものであること。

③　治療台はフロアタイプでカーボン製の天板を有すること。

④　治療計画システム一式を含むものであること。

⑤　放射線治療用付属品一式を含むものであること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成22年５月10日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒690―8556 島根県松江市上乃木５丁目８番31号　独立行政法人国立病院機構松江医療センター企画課長　長島　　潔　電話0852―21―6131内線212

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成22年３月29日から平成22年４月30日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他

この導入計画の詳細は導入説明書による。

なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

5　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of the radiation therapy system

⑶　Type of the procurement : Purchase